

組合員 各位

平成26年8月6日

平成26年8月6日

全愛知建設労働組合

全愛知建設労働組合

「暴力団排除条項」

暴力団排除条項の導入について

当組合では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断、関係解消のため、平成26年8月6日より、右記の「暴力団排除条項」を導入させていただきます。

暴力団排除条項とは、組合員が暴力団等の反社会的勢力に現在および将来にわたっても該当しないこと、また、暴力的な要求行為等をしないことを定め、組合加入後に右記の定め違反したことが判明した場合には、当組合の判断により組合員の資格を停止または除名させていただく条項です。

導入後の新規定等は、導入前より加入いただいている組合員にも適用されます。また、平成26年8月6日以降は、この書面により新規組合加入手続きにあたって、ご加入いただく方が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを確認していただくこととしました。

上記の条項をご理解いただけない場合は、加入をお断りいたします。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、組合員の皆様にはお手数をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

【お問い合わせ】

全愛知建設労働組合 規約規程検討委員会

電話番号：052-659-0288

受付時間：平日9:00～17:00

1、 現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) その他前各号に準ずる者及び団体

2、 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないこと。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

3、 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないこと。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当組合の信用を棄損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4、 上記各号のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合は、当組合加入の拒絶もしくは加入後の除名を受けても異議を申し立てできません。これにより損害が生じた場合でも、当組合は一切の責任を負いません。

また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、当組合が専門機関（愛知県警察・公益財団法人暴力追放愛知県民会議）に照会する場合があります。